

禁複写

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第1号に対する意見

公認会計士 前田 武和

新株予約権の貸借対照表計上額について

(Q1の「A3(1) 発行者側の会計処理」の第2文節)

公開草案では、①従来、新株引受権は発行価額で計上してきたこと ②従来の取引では、行使価格>時価が通例であったことを根拠に発行価額をもって計上することが適切であると結論されている。

しかし、行使価格の現価(時価)が、時価(発行時の株価)より低い場合にあっては時価をもって貸借対照表価格とし、差額は費用認識すべきであろう。

実際には「行使価格の現価(時価)」の把握は容易ではないが明らかな逸脱を防ぐために、まず、行使価格の原価(時価)<時価(発行時の株価)のときは時価によって評価し、差額は費用処理するという理論的立場を明確に示した上で「行使価格の現価(時価)」が把握できないときは時価(発行時の株価)によって計上することを原則とし、時価>発行価額の差額は費用認識すべきである。

なお、取得者側にあっては発行価格(取得価額)で資産計上することによい。

第7号及び第8号新株予約権付社債の呼称について(Q2)

公開草案では、第7号を「代用払込が認められる新株予約権付社債」、第8号を「代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債」と呼び分けているが

第7号は「請求にもとづき代用払込を認める新株予約権付社債(第7号)」第8号は「代用払込以外の払込方法を認めない新株予約権付社債(第8号)」とそれぞれ呼称を改めることが望ましい。

ストックオプションとして従業員等に無償で付与される新株予約権の取扱い(Q4)

Q1について記述のとおり、時価(発行時株価)>発行価額の場合は時価によって計上すべきであり、安易に発行価額によるべきでないことを指摘した。

無償の取引は、明確な反対論拠がない限り、公正な時価によって評価すべきことは公準である。公開草案が、無償=取引価格ゼロとして、負債・費用の認識が不要であると結論することは暴論の極みである。

時価(発行時の株価)によって評価すべきこと、および費用の認識をなすべきことを明確に指示すべきである。